

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九條第十三号、第二百一號第二十四号、第二百二號第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇二十五 略」</p> <p>二十五の二 顧客属性 法第三十七條の三第二項に規定する顧客属性をいう。</p> <p>二十五の三 「略」</p> <p>「二十六〇五十 略」</p> <p>4 「略」</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇二十五 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二十五の二 「同上」</p> <p>「二十六〇五十 同上」</p> <p>4 「同上」</p>

(人的構成の審査基準)

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ホ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

〔一〇三 略〕

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 「略」

ロ 不動産信託受益権等売買等業務を行う役員又は使用人が、第八十五条第一項各号に掲げる事項について、顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をするために必要な宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有していること。

五 「略」

(人的構成の審査基準)

第四十九条 法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

(人的構成の審査基準)

第十三条 「同上」

〔一〇三 同上〕

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 不動産信託受益権等売買等業務を行う役員又は使用人が、第八十五条第一項各号に掲げる事項について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をするために必要な宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有していること。

五 「同上」

(人的構成の審査基準)

第四十九条 「同上」

「一〇三 略」

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 「略」

ロ 不動産信託受益権等売買等業務を行う役員又は使用人が、第八十五条第一項各号に掲げる事項について、顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をするために必要な宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有していること。

五 「略」

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十六条 法第三十四条の二第四項(法第三十四条の三第十二項(法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の五第二項及び第四十条の五第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(第百五十七條第一項第一号の二及び第十七号の二を除き、以下「電磁的方法」という。)とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金融商品取引業者等(当該金融商品取引業者等との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これ

「一〇三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 不動産信託受益権等売買等業務を行う役員又は使用人が、第八十五条第一項各号に掲げる事項について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をするために必要な宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有していること。

五 「同上」

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十六条 法第三十四条の二第四項(法第三十四条の三第十二項(法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)とする。

一 「同上」

イ 金融商品取引業者等(法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う金融商品取引業者等との契約によりファイ

を書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該金融商品取引業者等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルを用いる。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 略〕

二 〔略〕

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 〔略〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧フ

ァを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該金融商品取引業者等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルを用いる。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧フ

イルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十五条の二十二に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔イ・ロ 略〕

四 〔略〕

3 〔略〕

（業務管理体制の整備）

第七十条の二 〔略〕

〔2〕6 略〕

7 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取

イルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十五条の二十二に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔イ・ロ 同上〕

四 〔同上〕

3 〔同上〕

（業務管理体制の整備）

第七十条の二 〔同上〕

〔2〕6 同上〕

7 〔同上〕

引（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会又は立会によらないものに限る。）若しくはこれらの取引の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券の売買を行う市場（法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。）における有価証券の売買若しくは当該売買の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）であつて社内取引システム（当該金融商品取引業者等その他の者が、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、当該取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格、当該市場における有価証券の売買の価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システム又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（法第三十条第一項ただし書の規定により行うものに限る。）による有価証券の売買を行う市場を除く。以下同じ。）を使用して行うものを業として行う者に限る。）が整備しなければならぬ業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 「略」

一 「同上」

二 その使用する社内取引システムに関し、顧客に対して、次に掲げる事項について、顧客属性を踏まえた適切な説明を行うための措置がとられていること。

「イ・ロ 略」

8
〔略〕

9 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（私設取引システム運営業務を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

「一〇五 略」

六 私設取引システム運営業務に関し、顧客に対して、次に掲げる事項について、顧客属性を踏まえた適切な説明を行うための措置がとられていること。

「イ〇へ 略」

〔七・八 略〕

（広告類似行為）

第七十二条 法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条

二 その使用する社内取引システムに関し、顧客に対して、次に掲げる事項について、当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う目的を踏まえた適切な説明を行うための措置がとられていること。

「イ・ロ 同上」

8
〔同上〕

9
〔同上〕

「一〇五 同上」

六 私設取引システム運営業務に関し、顧客に対して、次に掲げる事項について、当該顧客の知識、経験、財産の状況及び有価証券の売買を行う目的を踏まえた適切な説明を行うための措置がとられていること。

「イ〇へ 同上」

〔七・八 同上〕

（広告類似行為）

第七十二条 〔同上〕

第二項に規定する信書便をいう。第二百六十六条において同じ。
）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第二百六十六条において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

〔イ〜ハ 略〕

ニ 第七十九条第一項又は第六項第三号に規定する方法により提供される情報を十分に確認すべき旨

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔一・二 同上〕

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第八十条第一項第一号に規定する上場有価証券等書面

(3) 第八十条第一項第三号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

「削る。」

(契約締結前の情報の提供)

第七十九条 法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法）により行うものとする。

一 次のいずれかの書面の交付

イ 法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

ロ 既に成立している金融商品取引契約の一部の変更をするこ
とを内容とする金融商品取引契約を締結しようとする場合に
おいて、当該変更に伴い既に成立している金融商品取引契約
に係る法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項に変更すべ
きものがあるときにおける当該変更すべき事項を記載した書
面

二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

2| 前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により行
おうとする金融商品取引業者等は、次に掲げる要件のいずれかを
満たすものとする。

一 あらかじめ、顧客に対し、その旨及び第五十七条各号に掲げ
る事項を示し、前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げ
る方法により受けることについて、書面、当該金融商品取引業

4|| 第八十条第一項第四号ロに規定する契約変更書面

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十九条 契約締結前交付書面には、法第三十七条の三第一項各
号に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号
）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Z八
三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用い
て明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げ
る事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイン
ト以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、
かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同
項第五号及び第六号並びに第八十二条第三号から第六号までに
掲げる事項

二 金融商品取引契約が店頭デリバティブ取引契約（令第十六条
の四第一項第一号イからハまでに掲げる取引（以下「店頭金融
先物取引」という。）若しくは同号ニに掲げる取引に係る同号
に掲げる契約又は同項第二号に掲げる契約（第百十六条第一項
第三号イ及びロに掲げる取引に係るものを除く。）をいう。以
下同じ。）であるときは、第九十四条第一項第一号及び第四号
に掲げる事項

三 金融商品取引契約が電子申込型電子募集業務等（第七十条の

者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第五十六条第一項第二号に掲げる方法による承諾を得ること。

二 あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。

イ 第五十七条各号に掲げる事項

ロ 当該金融商品取引業者等に対し、当該顧客が前項第一号に掲げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨

3| 契約締結前交付書面には、法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載するものとする。

4| 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

一 第八十二条第一号に掲げる事項

二 第九十二条の二第一項第三号に掲げる事項（その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるものの売買その他の取引に係るものである場合に限る。）

二 第三項に規定する電子申込型電子募集業務等をいう。以下同じ。）又は電子申込型電子募集取扱業務等（同項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）に係る取引に係るものであるときは、第八十三条第一項第六号へ及びトに掲げる事項

四 第八十二条第九号に掲げる事項

3 金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、第八十二条第一号に掲げる事項、第九十二条の二第一項第三号に掲げる事項（その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるものの売買その他の取引に係るものである場合に限る。）及び法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

三 法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの

5 第三項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、前項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第六号並びに第八十二条第三号から第六号までに掲げる事項

二 金融商品取引契約が店頭デリバティブ取引契約（令第十六条の四第一項第一号イからハまでに掲げる取引（以下「店頭金融先物取引」という。）若しくは同号ニに掲げる取引に係る同号に掲げる契約又は同項第二号に掲げる契約（第一百六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）であるときは、第九十四条第一項第一号及び第四号に掲げる事項

三 金融商品取引契約が電子申込型電子募集業務等（第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集業務等をいう。以下同じ。）又は電子申込型電子募集取扱業務等（同項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）に係る取引に係るものであるときは、第八十三条第一項第六号へ及びトに掲げる事項

四 第八十二条第九号に掲げる事項

第一項の規定にかかわらず、法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める方法により行うことができる。

一 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券及び金融庁長官の指定する有価証券を除く。）、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものの上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券（金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。以下「上場有価証券等売買等」という。）に係る金融商品取引契約を締結しようとする場合（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、顧客から第一項に規定する方法による当該情報の提供の請求があつた場合を除く。） 当該金融商品取引契約に係る法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用して顧客（当該金融商品取引業者等から法第三十七条の三第一項の規定により当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る第一項に規定する方法による当該情報の提供を受けたことがある者に限る。）の閲覧に供する方法

イ あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該閲覧に供する方法により提供す

る旨及び当該顧客から請求があるときは第一項に規定する方法により当該情報の提供を行う旨の説明が行われていること。

ロ 当該上場有価証券等売買等に係る金融商品取引契約の締結前に、当該顧客に対し、当該事項の提供を受けるために必要な情報を、書面の交付その他の適切な方法により提供していること。

ハ 当該事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に前三項に規定する方法に準じて表示されるようにしていること。

ニ 当該上場有価証券等売買等を行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

二 法第二条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この号において同じ。）又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（償還期限（確定期限に限る。以下この号において同じ。）及び償還金額（確定金額に限る。以下この号において同じ。）の定めがあり、かつ、償還期限の到来時における償還金額

の全部又は一部の償還がされない条件が付されていないものに限る。金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。ロ及びニにおいて「債券売買等」という。）に係る金融商品取引契約を締結しようとする場合（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、顧客から第一項に規定する方法による当該情報の提供の請求があつた場合を除く。）当該金融商品取引契約に係る法第三十七條の三第一項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用して顧客（当該金融商品取引業者等から法第三十七條の三第一項の規定により当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る第一項に規定する方法による当該情報の提供を受けたことがある者に限る。）の閲覧に供する方法

イ あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該閲覧に供する方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは第一項に規定する方法により当該情報の提供を行う旨の説明が行われていること

ロ 当該債券売買等に係る金融商品取引契約の締結前に、当該顧客に対し、当該事項の提供を受けるために必要な情報を、書面の交付その他の適切な方法により提供していること。

ハ 当該事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に前三項に規定する

方法に準じて表示されるようにしていること。

二 当該債券売買等を行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

三 顧客に対して目論見書を交付する場合、目論見書（前三項に規定する方法に準ずる方法により法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項の全てが記載されているものに限る。）を交付し、又は目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが当該方法により記載されている書面を一体のものとして交付する方法

7 法第二十七条の三十の九第一項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十三条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第十八条の二及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十二条の二の規定は、前項第三号の規定による同号に規定する書面の交付について準用する。

8 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る目論見書（第六項第三号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する第六項第三号の規定の適用については、同号中「前三項に規定する方法

に準ずる方法により法第三十七条の三第一項各号に」とあるのは「法第三十七条の三第一項各号に」と、「当該方法により記載されている」とあるのは「記載されている」とする。

(契約締結前の情報の提供を要しない場合)

第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「号を削る。」

一 有価証券の売買（法第二条第八項第一号に規定する有価証券

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)
第八十条 「同上」

一 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券及び金融庁長官の指定する有価証券を除く。）、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものの上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券（金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。以下「上場有価証券等売買等」という。）に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約について法第三十七条の三第一項第一号から第五号まで並びに第八十二条第一号、第三号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号並びに第八十三条第一項第八号に掲げる事項を、前条に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「上場有価証券等書面」という。）を交付している場合

二 有価証券の売買（法第二条第八項第一号に規定する有価証券

の売買をいう。以下同じ。)その他の取引又はデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し法第三十七条の三第一項の規定により当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行っている場合

二 法第十五条第二項第二号に掲げる場合

三 既に成立している金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする金融商品取引契約を締結しようとする場合において、当該変更に伴い既に成立している金融商品取引契約に係る法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項に変更すべきものがないとき。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

の売買をいう。以下同じ。)その他の取引又はデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合

三 当該顧客に対し目論見書(前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項の全てが記載されているものに限る。)を交付している場合(目論見書に当該事項の全てが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。)又は法第十五条第二項第二号に掲げる場合

四 既に成立している金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする金融商品取引契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更既に成立している当該金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合

「号を削る。」

にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

五 上場有価証券等売買等に係る金融商品取引契約を締結しようとする場合において、当該顧客（当該金融商品取引業者等から上場有価証券等書面の交付を受けたことがある者に限る。）に対し上場有価証券等書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供しているとき（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該顧客から上場有価証券等書面の交付の請求があつた場合を除く。）。

イ あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該閲覧に供する方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは上場有価証券等書面を交付する旨の説明が行われていること。

ロ 当該上場有価証券等売買等に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に、当該顧客に対し、当該事項の提供を受けるために必要な情報を、書面の交付その他の適切な方法により提供していること。

ハ 当該事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所前条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること。

ニ 当該上場有価証券等売買等を行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつ

「号を削る。」

たときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

六 法第二条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この号において同じ。）又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（償還期限（確定期限に限る。以下この号において同じ。）及び償還金額（確定金額に限る。以下この号において同じ。）の定めがあり、かつ、償還期限の到来時における償還金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されていないもの）に限り、金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。ロ及びニにおいて「債券売買等」という。）に係る金融商品取引契約を締結しようとする場合において、当該顧客（当該金融商品取引業者等から当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面の交付を受けたことがある者に限る。）に対し契約締結前交付書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供しているとき（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があった場合を除く。）。

四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす場合（当該顧客から前条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供の請求があった場合を除く。）

イ あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該閲覧に供する方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨の説明が行われていること。

ロ 当該債券売買等に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に、当該顧客に対し、当該事項の提供を受けるために必要な情報を、書面の交付その他の適切な方法により提供していること。

ハ 当該事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所の前条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること。

ニ 当該債券売買等を行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

七 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（第四号口に規定する場合には、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（上場有価証券等売買等に係る金融商

イ 当該顧客に対し、当該金融商品取引契約に係る法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項（前条第一項第一号口に規定する場合にあっては、同号口の変更に係るものに限る。以下この号及び第三項において同じ。）を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供していること（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限る。）。

(1) 当該金融商品取引契約に係る法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に前条第三項から第五項までに規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第五十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

(2) 当該金融商品取引契約に係る法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五

品取引契約を締結しようとする場合にあっては契約締結前交付書面又は上場有価証券等書面、第四号口に規定する場合にあっては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第六項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があった場合を除く。）。

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に前条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第五十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

ロ 当該顧客に対し、当該金融商品取引契約に係る法第三十七条の三第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる事項（第八条第三号から第六号までに掲げる事項を除き、前条第一項第一号ロに規定する場合にあつては、同号ロの変更に係るものに限る。）について顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしていること（次に掲げる要件のいずれかに該当する場合を除く。）。

(1) 顧客属性に照らして、簡潔な重要情報提供等及びイに規定する方法による情報の提供のみで当該顧客が法第三十七条の三第二項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合

(2) 法第三十七条の三第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる事項（第八十二条第三号から第六号までに掲げる事項を除く。）について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合（当該金融商品取引契約が商品関連市場デリバティブ取引又はその取次ぎに係るものである場合を除く。）

五

当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

八

〔同上〕

合

イ 有価証券の売付け（次のいずれかに該当する場合に限る。

）

(1) 当該金融商品取引業者等との間で当該有価証券の買付けに係る金融商品取引契約を締結した場合

(2) 当該有価証券（株券又は投資証券に限る。(2)において同じ。）の発行者の役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該発行者又はその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。(2)において同じ。）)に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。(2)において同じ。)又は従業員（当該発行者の子会社の役員又は従業員を含む。(2)において同じ。）が当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員又は従業員と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に当該発行者の株券又は投資証券の買付けを行うことを内容とする契約に基づいて行われるものに限る。）に係る金融商品取引契約を当該金融商品取引業者等との間で締結した場合

「ロ」略

「項を削る。」

イ 有価証券の売付け（当該金融商品取引業者等との間で当該

有価証券の買付けに係る金融商品取引契約を締結した場合に限る。）

「加える。」

「加える。」

「ロ」同上

2 法第三十四条の二第四項、令第十五条の二十二並びに第五十六条及び第五十七条の規定は前項第一号の規定による上場有価証券等書面の交付及び同項第四号ロの規定による契約変更書面の交付

「項を削る。」

2 法第三十七条の三第一項の規定により前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行った日（この項の規定により当該情報の提供を行ったものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該情報の提供に係る金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約（店頭デリバティブ取引契約を除く。）の締結を行った場合又は当該情報の提供に係る金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約（上場有価証券等売買等に係るものに限る。）に係る前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行った場合には、当該締結の日又は当該提供の日において法第三十七条の三第一項の規定により当該同種の内容の金融商

について、法第二十七条の三十の九第一項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十三条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第十八条の二及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十二条の二の規定は前項第三号の規定による同号に規定する書面の交付について、それぞれ準用する。

3 上場有価証券等書面を交付した日（この項の規定により上場有価証券等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に上場有価証券等売買等に係る金融商品取引契約の締結を行った場合には、当該締結の日において上場有価証券等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日（この項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約（店頭デリバティブ取引契約を除く。）の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

品取引契約に係る前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行ったものとみなして、前項第一号の規定を適用する。

〔項を削る。〕

3 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事

項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、当該書面の交付又は電磁的方法による提供のみで当該顧客がこれらの事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合又はこれらの事項について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があった場合を除き、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち金融商品取引契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に確認すべき旨

5 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る目論見書（第一項第三号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

6 第一項第七号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項（第一項第四号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）のうち金融商品取引契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは前条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行う旨

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第八十一条 法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該金融商品取引契約に係る有価証券の価格、令第十六条第一項第三号に規定するデリバティブ取引等の額若しくは運用財産の額に対する割合又は金融商品取引行為を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの事項に係る情報の提供をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

2 「略」

(契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される情報を十分に確認すべき旨

「二〇十五 略」

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第八十一条 法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該金融商品取引契約に係る有価証券の価格、令第十六条第一項第三号に規定するデリバティブ取引等の額若しくは運用財産の額に対する割合又は金融商品取引行為を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

2 「同上」

(契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十二条 「同上」

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

「二〇十五 同上」

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項(当該金融商品取引契約が電子募集業務又は電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあつては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。)とする。

「一〇八 略」

2 一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等(金融サービス仲介業者を含む。)が法第三十七条の三第一項(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により顧客に対し第七十九条第一項又は第六項に規定する方法による当該各項に規定する情報の提供(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)第八十八条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供)を行わなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等(金融サービス仲介業者を含む。)が法第三十七条の三第一項の規定により当該顧客に対し第七十九条第一項又は第六項に規定する方法によ

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、その締結しようとする金融商品取引契約が電子募集業務又は電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあつては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。

「一〇八 同上」

2 一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等(金融サービス仲介業者を含む。)が法第三十七条の三第一項(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により顧客に対し契約締結前交付書面(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十七条の三第一項に規定する書面。以下この項において同じ。)を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等(金融サービス仲介業者を含む。)が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事

る前項各号に掲げる事項の提供（金融サービス仲介業者にあつては、同令第八十八条第一項に規定する方法による同項に規定する情報及び前項各号に掲げる事項の提供）を行ったときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を提供することを要しない。

3 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理に係るものであつて、当該金融商品取引契約に係る顧客がこれらの有価証券の発行者又は所有者である場合には、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を提供することを要しない。

（不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が不動産信託受益権の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項（当該不動産信託受益権に係る信託財産が宅地である場合にあつては、第一号から第九号の二まで及び第十三号に掲げる事項）とする。

〔一〇十三 略〕

〔2・3 略〕

項を記載することを要しない。

3 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理に係るものであつて、当該金融商品取引契約に係る顧客がこれらの有価証券の発行者又は所有者である場合には、第一項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が不動産信託受益権の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、当該不動産信託受益権に係る信託財産が宅地である場合にあつては、第一号から第九号の二まで及び第十三号に掲げるものに限る。

〔一〇十三 同上〕

〔2・3 同上〕

(抵当証券等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第八十六条 その締結しようとする金融商品取引契約が抵当証券等の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

〔一〇六 略〕

七 当該抵当証券等に係る貸付契約に関する次に掲げる事項

〔イホ 略〕

へ 債務者が法人である場合にあつては、当該法人に関する次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 当該金融商品取引契約に係る第七十九条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行った日の三月前(当該金融商品取引業者等が外国人である場合には、六月前)の日を含む事業年度の前事業年度の決算日における資本金の額又は出資の総額並びに貸借対照表及び損益計算書

〔ト・チ 略〕

〔八〇十一 略〕

〔2・3 略〕

(商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の

(抵当証券等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第八十六条 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

七 〔同上〕

〔イホ 同上〕

へ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 当該契約締結前交付書面を交付した日の三月前(当該金融商品取引業者等が外国人である場合には、六月前)の日を含む事業年度の前事業年度の決算日における資本金の額又は出資の総額並びに貸借対照表及び損益計算書

〔ト・チ 同上〕

〔八〇十一 同上〕

〔2・3 同上〕

(商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の

（特則）

第九十一条 その締結しようとする金融商品取引契約が、商品ファンド関連受益権の売買その他の取引（以下「商品ファンド関連取引」という。）に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十四条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定にかかわらず、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

〔一〕二十九 略〕

三十 元本の追加運用をすることができる商品ファンドに追加運用するための商品ファンド関連取引に係る金融商品取引契約の締結又はその代理若しくは媒介（以下この号において「締結等」という。）をしようとする場合にあつては、次に掲げる事項

〔イ〕ニ 略〕

ホ ニの商品ファンドから出資又は拠出を受けた者がある場合にあつては、当該商品ファンド及び当該者に係る連結貸借対照表及び連結損益計算書又はこれらに代わる書面（顧客が当該商品ファンド及び当該者に係る純資産額を理解することができる方法により記載されているものに限る。）

ヘ ニ又はホに掲げる書面その他の財務計算に関する書類に対する公認会計士又は監査法人の監査を受けているときは、その範囲（第七十九条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供に併せて公認会計士又は監査法人の監査に係

（特則）

第九十一条 〔同上〕

〔一〕二十九 同上〕

三十 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上〕

ホ ニの商品ファンドから出資又は拠出を受けた者がある場合にあつては、当該商品ファンド及び当該者に係る連結貸借対照表及び連結損益計算書又はこれらに代わる書面であつて顧客が当該商品ファンド及び当該者に係る純資産額を理解することができる方法により記載されているもの

ヘ ニ又はホに掲げる書面その他の財務計算に関する書類に対する公認会計士又は監査法人の監査を受けているときは、その範囲（契約締結前交付書面に公認会計士又は監査法人の監査に係る書類が添付されており、かつ、当該書類に監査を受

る書類又は電磁的記録が提供されており、かつ、当該書類又は電磁的記録に監査を受けた範囲が明記されている場合を除く。）

〔2〕4 略〕

（上場有価証券等売買等に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十二条の三 その締結しようとする金融商品取引契約が上場有価証券等売買等に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条から前条までの規定にかかわらず、第八十二条第一号、第三号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号並びに第八十三条第一項第八号に掲げる事項とする。

（投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が投資顧問契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資顧問契約に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

〔一〕四 略〕

五 当該金融商品取引契約に法第三十七条の六の規定が適用され

けた範囲が明記されている場合を除く。）

〔2〕4 同上〕

〔条を加える。〕

（投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十五条 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 当該金融商品取引契約に法第三十七条の六の規定が適用され

る場合にあつては、顧客は、第百十五条に規定する日から起算して十日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる旨

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「六〇九 略」

「2・3 略」

(法第三十七条の三第二項の規定による説明を要しない事項等)
第九十六条の二 法第三十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条第三号から第六号までに掲げる事項とする。

2 法第三十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

る場合にあつては、顧客は、金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときに作成する法第三十七条の四第一項に規定する書面（以下「契約締結時交付書面」という。）を受領した日（当該契約締結時交付書面の受領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が提供された場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日）から起算して十日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる旨

イ 第五十六条第一項第一号に掲げる方法により提供された場合 当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日
ロ 第五十六条第一項第二号に掲げる方法により提供された場合 同号のファイルを受領した日

「六〇九 同上」

「2・3 同上」

「条を加える。」

一 顧客属性に照らして、法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供のみで当該顧客が同条第二項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合

二 法第三十七条の三第二項に規定する事項について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合（当該金融商品取引契約が商品関連市場デリバティブ取引又はその取次ぎに係るものである場合を除く。）

三 第七十九条第六項第一号又は第二号に規定する方法により法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供を行う場合

（契約締結前に提供する情報の届出）

第九十七条 法第三十七条の三第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面を所管金融庁長官等に届け出なければならない。

（契約締結前に提供する情報の届出を要しない場合）

第九十七条の二 法第三十七条の三第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する金融商品取引契約の締結の勧誘に関し法第四条第一項又は第二項の届出がされている場合（その届出の書面に契約締結前交付書面に記載すべき事項の全てが記載されている場合に限る。）とする。

（その他情報を提供するとき等）

〔条を加える。〕

（契約締結前交付書面の届出を要しない場合）

第九十七条 法第三十七条の三第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する金融商品取引契約の締結の勧誘に関し法第四条第一項又は第二項の届出がされている場合（その届出の書面に契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されている場合に限る。）とする。

（その他書面を交付するとき等）

第九十八条 法第三十七条の四に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る投資信託契約又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外国投資信託に係る信託契約の全部又は一部の解約があったとき（法第三十七条の四に規定する金融商品取引契約の成立に該当するときを除く。）。

二 「略」

三 有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等（有価証券等清算取次ぎを除く。）に係る金融商品取引契約が成立し、又は有価証券、商品（寄託された商品に関して発行された証券又は証券を含む。）若しくは金銭の受渡しを行った場合にあつては、次に掲げるとき。

イ 当該金融商品取引契約が成立し、又は当該受渡しを行った場合にはその都度取引残高報告書（法第三十七条の四の規定によりこの号に掲げるときに作成し、交付する書面をいう。以下同じ。）に記載すべき事項の提供を受けることについて顧客から請求があつたときは、当該金融商品取引契約の成立又は当該受渡しの都度

ロ 次に掲げる場合にあつては、当該金融商品取引契約が成立し、又は当該受渡しを行った日の属する報告対象期間（一年を三月以下の期間ごとに区分した期間（直近に取引残高報告書を作成した日から一年間当該金融商品取引契約が成立して

第九十八条 法第三十七条の四第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る投資信託契約又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外国投資信託に係る信託契約の全部又は一部の解約があったとき（法第三十七条の四第一項に規定する金融商品取引契約の成立に該当するときを除く。）。

二 「同上」

三 「同上」

イ 当該金融商品取引契約が成立し、又は当該受渡しを行った場合にはその都度取引残高報告書（法第三十七条の四第一項の規定によりこの号に掲げるときに作成し、交付する書面をいう。以下同じ。）の交付を受けることについて顧客から請求があつたときは、当該金融商品取引契約の成立又は当該受渡しの都度

ロ 次に掲げる場合にあつては、当該金融商品取引契約が成立し、又は当該受渡しを行った日の属する報告対象期間（一年を三月以下の期間ごとに区分した期間（直近に取引残高報告書を作成した日から一年間当該金融商品取引契約が成立して

おらず、又は当該受渡しを行っていない場合であつて、金銭又は有価証券の残高があるときにあつては、一年又は一年を一年未満の期間ごとに区分した期間）をいう。以下同じ。）の末日

(1) 「略」

(2) 第百八条第五項の規定により同項各号に掲げる事項の提供を省略する場合

四 商品ファンド関連取引に係る金融商品取引契約を締結している場合にあつては、当該商品ファンド関連取引に係る商品ファンドの運用に係る各計算期間の末日

「項を削る。」

(契約締結時等の情報の提供)

第九十八条の二 法第三十七条の四の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法）により行うものとする。

- 一 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める書面の交付
- イ 金融商品取引契約が成立したとき、又は前条第一号若しく

おらず、又は当該受渡しを行っていない場合であつて、金銭又は有価証券の残高があるときにあつては、一年又は一年を一年未満の期間ごとに区分した期間）をいう。以下同じ。）の末日ごと

(1) 「同上」

(2) 第百八条第五項の規定により同条第一項第五号及び第六号に掲げる事項の記載を省略する場合

四 商品ファンド関連取引に係る金融商品取引契約を締結しているとき。

2| 金融商品取引業者等は、前項第四号に掲げるときは、同号の商品ファンド関連取引に係る商品ファンドの運用に係る計算期間の末日以後遅滞なく、当該商品ファンドの運用の状況について説明した報告書を作成し、交付しなければならない。

「条を加える。」

は第二号に掲げるとき 当該金融商品取引契約に係る法第三十七條の四に規定する事項を記載した書面（以下「契約締結時等交付書面」という。）

ロ 前条第三号に掲げるとき 取引残高報告書

ハ 前条第四号に掲げるとき 当該商品ファンドの運用の状況について説明した報告書（第百九條第一号において「商品ファンド運用報告書」という。）

ニ 既に成立している金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする金融商品取引契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している金融商品取引契約に係る法第三十七條の四に規定する事項に変更すべきものがあるとき
当該変更すべき事項を記載した書面

二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

2 第七十九條第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする金融商品取引業者等について準用する。

（契約締結時等交付書面の共通記載事項）

第九十九條 金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八條第一号若しくは第二号に掲げるときにおける契約締結時等交付書面に記載すべき事項に係る法第三十七條の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

（契約締結時交付書面の共通記載事項）

第九十九條 契約締結時交付書面には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

〔一・二 同上〕

三 当該金融商品取引契約、第九十八条第一号の解約又は同条第二号の払戻しの概要（次条から第一百七十七条までに規定するものを除く。）

四 当該金融商品取引契約の成立、第九十八条第一号の解約又は同条第二号の払戻しの年月日

五 当該金融商品取引契約、第九十八条第一号の解約又は同条第二号の払戻しに係る手数料等に関する事項

〔六・七 略〕

2 前項第五号の手数料等は、市場デリバティブ取引であつて注文

・清算分離行為（金融商品取引所の定めるところに従い、会員等が行つた市場デリバティブ取引の売付け又は買付け（当該市場デリバティブ取引が次の各号に掲げる取引である場合にあっては、当該各号に定めるもの。以下この項において同じ。）を将来に向かって消滅させ、同時に、当該消滅した市場デリバティブ取引の売付け又は買付けと同一内容の市場デリバティブ取引の売付け又は買付けが他の会員等の名において新たに発生する行為をいう。以下同じ。）が行われた取引に係る金融商品取引契約が成立した場合にあっては、注文執行会員等（注文・清算分離行為が行われたことにより、市場デリバティブ取引の売付け又は買付けがその名において将来に向かって消滅した会員等をいう。以下同じ。）及び清算執行会員等（注文・清算分離行為が行われたことにより、市場デリバティブ取引の売付け又は買付けがその名において新たに発生した会員等をいう。以下同じ。）が顧客から直接受領す

三 当該金融商品取引契約、前条第一項第一号の解約又は同項第二号の払戻しの概要（次条から第一百七十七条までに規定するものを除く。）

四 当該金融商品取引契約の成立、前条第一項第一号の解約又は同項第二号の払戻しの年月日

五 当該金融商品取引契約、前条第一項第一号の解約又は同項第二号の払戻しに係る手数料等に関する事項

〔六・七 同上〕

2 金融商品取引業者等は、市場デリバティブ取引であつて注文

・清算分離行為（金融商品取引所の定めるところに従い、会員等が行つた市場デリバティブ取引の売付け又は買付け（当該市場デリバティブ取引が次の各号に掲げる取引にあっては、当該各号に定めるもの。以下この項において同じ。）を将来に向かって消滅させ、同時に、当該消滅した市場デリバティブ取引の売付け又は買付けと同一内容の市場デリバティブ取引の売付け又は買付けが他の会員等の名において新たに発生する行為をいう。以下同じ。）が行われた取引に係る金融商品取引契約が成立した場合には、前項第五号の手数料等として、注文執行会員等（注文・清算分離行為が行われたことにより、市場デリバティブ取引の売付け又は買付けがその名において将来に向かって消滅した会員等をいう。以下同じ。）及び清算執行会員等（注文・清算分離行為が行われたことにより、市場デリバティブ取引の売付け又は買付けがその名において新たに発生した会員等をいう。以下同じ。）が顧客から

る手数料等とする。

〔一〇五 略〕

（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面の共通記載事項）

第百条 有価証券（抵当証券等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一号若しくは第二号に掲げるときにおける契約締結時等交付書面に記載すべき事項に係る法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項（当該有価証券の売買その他の取引が法第二条第八項第七号若しくは令第一条の十二第一号に掲げる行為に係るものである場合又は第九十八条第一号若しくは第二号に掲げるときにあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

〔一〇八 略〕

2 一の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について二以上の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の四（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により顧客に対し第九十八条の二第一項第一号イ又はニに規定する方法（同号イ又はニに規定する書面に記載すべき事項の提供に係る同項第二号に規定する

直接受領する手数料等を記載するものとする。

〔一〇五 同上〕

（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）

第百条 有価証券（抵当証券等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときに作成する契約締結時交付書面には、前条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項（当該有価証券の売買その他の取引が法第二条第八項第七号若しくは令第一条の十二第一号に掲げる行為に係るものである場合又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときにあつては、第一号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

〔一〇八 同上〕

2 一の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について二以上の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の四第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十

方法を含む。以下この項において同じ。）による同条第一項に規定する情報の提供（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第九十九条の三第一項第一号イ又はロに規定する方法（同号イ又はロに規定する書面に記載すべき事項の提供に係る同項第二号に規定する方法を含む。以下この項において同じ。）による同条第一項に規定する情報の提供）を行わなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の四の規定により第九十八条の二第一項第一号イ又はニに規定する方法による前項各号に掲げる事項の提供（金融サービス仲介業者にあつては、同令第九十九条の三第一項第一号イ又はロに規定する方法による同項に規定する情報及び前項各号に掲げる事項の提供）を行ったときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を提供することを要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、その成立した金融商品取引契約が国債の入札前取引（国債の発行日前取引（国債の入札予定日、発行予定額、発行予定日及び償還予定日を国が公表した時（以下この項において「国債の入札予定日等公表時」という。）から当該国債の発行日の前日までの間に、当該発行日における発行を停止条件とする当該国債に係る停止条件付売買取引契約を締結し、かつ、当該停止条件付売買取引契約に係る受渡決済を当該発行日以後に行うものという。第百八条第一項第六号及び第百六十四条第一項第一号において同じ。）のうち、国債の入札予定日等公表時

七条の四第一項に規定する書面。以下この項において同じ。）を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、その成立した金融商品取引契約が国債の入札前取引（国債の発行日前取引（国債の入札予定日、発行予定額、発行予定日及び償還予定日を国が公表した時（以下この項において「国債の入札予定日等公表時」という。）から当該国債の発行日の前日までの間に、当該発行日における発行を停止条件とする当該国債に係る停止条件付売買取引契約を締結し、かつ、当該停止条件付売買取引契約に係る受渡決済を当該発行日以後に行うものという。第百八条第一項第六号及び第百六十四条第一項第一号において同じ。）のうち、国債の入札予定日等公表時

から当該国債の回号及び表面利率を公表した時までの間において行うものをいう。以下同じ。)に係るものである場合には、契約締結時等交付書面に記載すべき事項に係る法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、国債の入札前取引である旨、償還予定日及び約定利回り(当該国債が変動利付国債である場合にあっては、国が定める基準金利に対するスプレッド)とすることができ。ただし、当該発行日以前に、当該事項の提供を行わなければならない。

(有価証券の売買その他の取引又は有価証券関連デリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面の記載事項の特則)

第一百一条 有価証券の売買その他の取引又は有価証券関連デリバティブ取引等に係る金融商品取引契約が成立したときにおける契約締結時等交付書面に記載すべき事項に係る法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項(第九十九条第二項に規定する場合にあっては、第二号イ、第三号及び第四号イに掲げる事項を除く。)とする。

「一〇七 略」

2

「略」

「項を削る。」

から当該国債の回号及び表面利率を公表した時までの間において行うものをいう。以下同じ。)に係るものである場合には、当該金融商品取引契約に係る契約締結時交付書面には、第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、国債の入札前取引である旨、償還予定日及び約定利回り(当該国債が変動利付国債である場合にあっては、国が定める基準金利に対するスプレッド)を記載することができる。ただし、当該発行日以前に、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

(有価証券の売買その他の取引又は有価証券関連デリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則)

第一百一条 有価証券の売買その他の取引又は有価証券関連デリバティブ取引等に係る金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇七 同上」

2

「同上」

3 第一項の規定にかかわらず、第九十九条第二項に規定する場合には、第一項第二号イ、第三号及び第四号イに掲げる事項の記載

(デリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面の記載事項の特則)

第百二条 デリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等（店頭デリバティブ取引契約に係るものを除く。）及び有価証券等清算取次ぎに係るものを除く。次項において同じ。）に係る金融商品取引契約が成立したときにおける契約締結時等交付書面に記載すべき事項に係る法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、第百条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が有価証券関連デリバティブ取引等（店頭デリバティブ取引契約に係るものに限る。）に係るものである場合にあつては、前条第一項に規定する事項）のほか、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

2 [略]

(抵当証券等の売買その他の取引に係る契約締結時等交付書面の記載事項の特則)

第百三条 抵当証券等の売買その他の取引に係る金融商品取引契約が成立したときにおける契約締結時等交付書面に記載すべき事項に係る法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

を要しない。

(デリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則)

第百二条 デリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等（店頭デリバティブ取引契約に係るものを除く。）及び有価証券等清算取次ぎに係るものを除く。次項において同じ。）に係る金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第百条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が有価証券関連デリバティブ取引等（店頭デリバティブ取引契約に係るものに限る。）に係るものである場合にあつては、前条第一項に規定する事項）のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇六 同上」

2 [同上]

(抵当証券等の売買その他の取引に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則)

第百三条 抵当証券等の売買その他の取引に係る金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇八 略」

九 債務者が法人である場合にあつては、当該法人に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 当該金融商品取引契約に係る第九十八条の二第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行った日の三月前（当該金融商品取引業者等が外国法人である場合にあつては、六月前）の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書

十 「略」

2 「略」

（商品ファンド関連取引に係る契約締結時等交付書面の記載事項の特則）

第百四条 商品ファンド関連取引に係る金融商品取引契約が成立したときにおける契約締結時等交付書面に記載すべき事項に係る法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、第百条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

2 「略」

（競走用馬投資関連業務に係る取引に係る契約締結時等交付書面の記載事項の特則）

「一〇八 同上」

九 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 当該契約締結時交付書面を交付した日の三月前（当該金融商品取引業者等が外国法人である場合にあつては、六月前）の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書

十 「同上」

2 「同上」

（商品ファンド関連取引に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則）

第百四条 商品ファンド関連取引に係る金融商品取引契約が成立したとき作成する契約締結時交付書面には、第百条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇六 同上」

2 「同上」

（競走用馬投資関連業務に係る取引に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則）

第二百五条 競走用馬投資関連業務に係る取引に係る金融商品取引契約が成立したときにおける契約締結時等交付書面に記載すべき事項に係る法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、競走用馬の血統及び飼養管理の状況に関する事項とする。

2 「略」

(投資顧問契約等に係る契約締結時等交付書面の記載事項等)

第一百六条 投資顧問契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為(投資顧問契約に係るものに限る。)を行うことを内容とする金融商品取引契約が成立したときにおける契約締結時等交付書面に記載すべき事項に係る法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 略」

「2・3 略」

(投資一任契約等に係る契約締結時等交付書面の記載事項等)

第一百七条 投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為(投資一任契約に係るものに限る。)を行うことを内容とする金融商品取引契約が成立したときにおける契約締結時等交付書面に記載すべき事項に係る法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲

第二百五条 競走用馬投資関連業務に係る取引に係る金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、前条第一項に規定する事項のほか、競走用馬の血統及び飼養管理の状況に関する事項を記載しなければならない。

2 「同上」

(投資顧問契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等)

第一百六条 投資顧問契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為(投資顧問契約に係るものに限る。)を行うことを内容とする金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 同上」

「2・3 同上」

(投資一任契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等)

第一百七条 投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為(投資一任契約に係るものに限る。)を行うことを内容とする金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

げる事項とする。

〔一〇十 略〕

十一 法第四十二条の七第一項に規定する情報を提供する頻度

2 「略」

(取引残高報告書の記載事項等)

第百八条 第九十八条第三号に掲げるときにおける法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(第二号の金融商品取引契約が市場デリバティブ取引であつて注文・清算分離行為が行われたものである場合にあつては、第三号、第五号(金銭の残高に係るものを除く。)、第六号、第七号イ、第八号及び第九号ニに掲げる事項を除く。)とする。

一 「略」

二 第九十八条第三号イの金融商品取引契約又は報告対象期間において成立した金融商品取引契約に係る次に掲げる事項

「イ」 略

〔三十三 略〕

2 二以上の金融商品取引業者等が顧客に対し前項各号に掲げる事項の提供を行わなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が同項各号に掲げる事項の提供を行ったときは、他の金融商品取引業者等は、第九十八条第三号の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の提供を行うことを要しない。

〔一〇十 同上〕

十一 法第四十二条の七第一項の運用報告書を交付する頻度

2 「同上」

(取引残高報告書の記載事項等)

第百八条 取引残高報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 「同上」

二 第九十八条第一項第三号イの金融商品取引契約又は報告対象期間において成立した金融商品取引契約に係る次に掲げる事項

「イ」 同上

〔三十三 同上〕

2 二以上の金融商品取引業者等が顧客に対し前項各号に掲げる事項を記載した取引残高報告書を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が同項各号に掲げる事項を記載した取引残高報告書を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、第九十八条第一項第三号の規定にかかわらず、取引残高報告書を作成し、交付することを要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、第九十八条第三号イに掲げるとき（同号イの金融商品取引契約に係る有価証券、商品及び金銭の受渡しが終了している場合に限る。）における法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜五 略〕

4 二以上の金融商品取引業者等が顧客に対し前項各号に掲げる事項の提供を行わなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が同項各号に掲げる事項の提供を行ったときは、他の金融商品取引業者等は、第九十八条第三号イの規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の提供を行うことを要しない。

5 第三項の規定にかかわらず、第九十八条第三号イの請求をした顧客に対し、同号ロに掲げるときに法第三十七条の四に規定する情報の提供を行う場合には、同号イの金融商品取引契約に係る有価証券、商品及び金銭の受渡しが終了した時における当該顧客に係る次に掲げる事項の提供を省略することができる。

〔一・二 略〕

6 金融商品取引業者等は、第一項又は第三項に掲げる事項の提供を行うことに代えて、当該事項を通帳に記載する方法により顧客に対して通知することができる。

7 第一項の規定にかかわらず、第一百条第一項第五号又は第六号の規定により法第三十七条の四に規定する情報の提供を行わない

3 第一項の規定にかかわらず、第九十八条第一項第三号イに掲げるとき（同号イの金融商品取引契約に係る有価証券、商品及び金銭の受渡しが終了している場合に限る。）に作成する取引残高報告書は、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一〜五 同上〕

4 二以上の金融商品取引業者等が顧客に対し前項各号に掲げる事項を記載した取引残高報告書を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が同項各号に掲げる事項を記載した取引残高報告書を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、第九十八条第一項第三号イの規定にかかわらず、取引残高報告書を作成し、交付することを要しない。

5 第三項の規定にかかわらず、第九十八条第一項第三号イの請求をした顧客に対し、同号ロに掲げるときに取引残高報告書を作成し、交付する場合には、同号イの金融商品取引契約に係る有価証券、商品及び金銭の受渡しが終了した時における当該顧客に係る次に掲げる事項の記載を省略することができる。

〔一・二 同上〕

6 金融商品取引業者等は、第一項又は第三項に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを顧客に交付することに代えて、当該事項を通帳に記載する方法により顧客に対して通知することができる。

7 第一項の規定にかかわらず、第一百条第一項第五号又は第六号の規定により契約締結時交付書面を交付しない顧客から同一日に

顧客から同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ同意を得ている場合には、第一項第二号トに掲げる事項に代えて、同一日における当該銘柄の取引の単価の平均額とすることができる。

8 第一項第二号チの手数料は、同号の金融商品取引契約が市場デリバティブ取引であつて注文・清算分離行為が行われたものである場合にあっては、注文執行会員等及び清算執行会員等が顧客から直接受領した手数料とする。

9 第一項の規定にかかわらず、同項第二号から第十三号までに掲げる事項（同項第二号イ及びニからへまでに掲げる事項並びに同号チに掲げる事項（手数料に限る。）を除く。）については、個別のデリバティブ取引等に係る第九十八条の二第一項第一号イに規定する方法（契約締結時等交付書面に記載すべき事項の提供に係る同項第二号に規定する方法を含む。）により提供された契約締結時等交付書面に記載すべき事項又は当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書に記載されている事項の提供を省略することができる。

10 第一項各号に掲げる事項については、第一百八条第一号イからホまでに掲げる行為があつた場合に、当該行為に係る取引を解消し、又は顧客注文の本旨に従つた履行をするために行う取引であつて、顧客の同意を得て行うもの（第一百条第一項第四号及び第百六十四条第三項第一号において「事故処理」という。）に係る事項の提供を省略することができる。

おける同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ同意を得ている場合には、第一項第二号トに掲げる事項として、同一日における当該銘柄の取引の単価の平均額を記載することができる。

8 第一項第二号の金融商品取引契約が市場デリバティブ取引であつて注文・清算分離行為が行われたものである場合には、同号チの手数料として、注文執行会員等及び清算執行会員等が顧客から直接受領した手数料を記載するものとする。

9 第一項の規定にかかわらず、同項第二号から第十三号までに掲げる事項（同項第二号イ及びニからへまでに掲げる事項並びに同号チに掲げる事項（手数料に限る。）を除く。）のうち、個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面又は当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書に記載されている事項の記載を省略することができる。

10 第一項各号に掲げる事項のうち、第一百八条第一号イからホまでに掲げる行為があつた場合に、当該行為に係る取引を解消し、又は顧客注文の本旨に従つた履行をするために行う取引であつて、顧客の同意を得て行うもの（第一百条第一項第四号及び第百六十四条第三項第一号において「事故処理」という。）に係るものについては、記載を省略することができる。

「項を削る。」

(商品ファンドの運用の状況を示す報告書の記載事項等)

第九十九条 第九十八条第四号に掲げるときにおける法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商品ファンド運用報告書の作成の日及び前回の商品ファンド運用報告書の作成の日

〔二〇四 略〕

五 計算期間に係る商品ファンドの貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面(当該商品ファンドから出資を受けた者がある場合にあつては、当該商品ファンド及び当該者に係る連結貸借対照表及び連結損益計算書又はこれらに代わる書面であつて顧客が当該商品ファンド及び当該者に係る純資産額を理解することができる方法により記載されているものに限る。)

〔六〇九 略〕

(契約締結時等の情報の提供を要しない場合)

第一百十条 金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一号若しくは第二号に掲げるときにおける法第三十七条の四ただし

11 第一項第二号の金融商品取引契約が市場デリバティブ取引であつて注文・清算分離行為が行われたものである場合には、同項第三号、第五号(金銭の残高に係るものを除く。)、第六号、第七号イ、第八号及び第九号ニに掲げる事項の記載を省略するものとする。

(商品ファンドの運用の状況を示す報告書の記載事項等)

第九十九条 第九十八条第二項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該報告書の作成の日及び前回の報告書の作成の日

〔二〇四 同上〕

五 計算期間に係る商品ファンドの貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面(当該商品ファンドから出資を受けた者がある場合にあつては、当該商品ファンド及び当該者に係る連結貸借対照表及び連結損益計算書又はこれらに代わる書面であつて顧客が当該商品ファンド及び当該者に係る純資産額を理解することができる方法により記載されているもの)

〔六〇九 同上〕

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条 契約締結時交付書面に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする

書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該金融商品取引契約が次に掲げるものである場合であつて、顧客に対し当該金融商品取引契約の内容を記載した書面を定期的に交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（第五十六条第一項第一号二に掲げる方法を除く。以下この条において同じ。）により定期的に提供し（当該顧客から当該書面の交付の請求があつた場合を除く。）、かつ、当該顧客からの個別の取引に関する照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているとき。

〔イ〜ハ 略〕

二 次に掲げる取引に係る金融商品取引契約が成立した場合であつて、契約することに当該取引の条件を記載した契約書を交付し、又は当該契約書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する（顧客から当該契約書の交付の請求があつた場合を除く。）ものであるとき。

〔イ〜リ 略〕

〔三・四 略〕

五 顧客が自己又は他の金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）と投資一任契約を締結している場合であつて、当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について次に掲げる要件の全てを満たすものであるとき。

イ 書面、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備え

一 当該金融商品取引契約が次に掲げるものである場合であつて、顧客に対し当該金融商品取引契約の内容を記載した書面を定期的に交付し、かつ、当該顧客からの個別の取引に関する照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているとき。

〔イ〜ハ 同上〕

二 次に掲げる取引に係る金融商品取引契約が成立した場合であつて、契約することに当該取引の条件を記載した契約書を交付するものであるとき。

〔イ〜リ 同上〕

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 書面又は情報通信を利用する方法により、当該顧客からあ

られたファイルに記録する方法又は第五十六条第一項第二号に掲げる方法により、当該顧客からあらかじめ法第三十七条の四に規定する情報の提供を要しない旨の承諾を得ること。

ロ 当該顧客に対し、第百条第一項に掲げる事項に準ずる事項その他当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の内容に係る情報を遅滞なく提供すること（書面、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第五十六条第一項第二号に掲げる方法により、当該顧客からあらかじめ当該内容に係る情報の提供を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）。

ハ 「略」

六 既に成立している金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする金融商品取引契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している金融商品取引契約に係る法第三十条の四に規定する事項に変更すべきものがないとき。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

らかじめ契約締結時交付書面の交付を要しない旨の承諾を得ること。

ロ 当該顧客に対し、第百条第一項に掲げる事項に準ずる事項その他当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の内容を記載した書面を遅滞なく交付すること（書面又は情報通信を利用する方法により、当該顧客からあらかじめ当該内容を記載した書面の交付を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）。

ハ 「同上」

六 既に成立している金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする金融商品取引契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している金融商品取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している金融商品取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

七 当該金融商品取引契約が市場デリバティブ取引であつて顧客の指示に基づき注文・清算分離行為が行われたものである場合であつて、契約締結時等交付書面に記載すべき事項に係る情報を注文執行会員等が当該顧客に対して提供することに代えて清算執行会員等が提供することにつき、あらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の間で書面により合意しているとき。

2 第七十九条第二項の規定は、前項第一号及び第二号の電磁的方法による提供について準用する。この場合において、同条第二項第二号口中「前項第一号に掲げる方法による当該情報の提供」とあるのは、「第一百十条第一項第一号の書面又は同項第二号の契約書の交付」と読み替えるものとする。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

七 当該金融商品取引契約が市場デリバティブ取引であつて顧客の指示に基づき注文・清算分離行為が行われたものである場合であつて、契約締結時交付書面を注文執行会員等が当該顧客に対して交付することに代えて清算執行会員等が交付することにつき、あらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の間で書面により合意しているとき。

2 金融商品取引業者等は、前項第一号の書面又は同項第二号の契約書（以下この項において「書面等」という。）の交付に代えて、次項に定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電磁的方法（第五十六条第一項第一号ニに掲げる方法を除く。以下この条において同じ。）により提供することができる。この場合において、金融商品取引業者等は、当該書面等を交付したものとみなす。

3 金融商品取引業者等は、前項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、その用いる第五十六条第一項第一号イからハまで又は第二号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信を利用する方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た金融商品取引業者等は、顧客から書面又は情報通信を利用する方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、記載事項の

3 第一項第一号及び第二号の電磁的方法による提供についての第五十六条第二項の適用については、同項第三号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは、「を記録した」とする。

〔項を削る。〕

提供を情報通信を利用する方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第五十六条第二項（第三号ロ及び第四号を除く。）の規定は、第二項の電磁的方法による提供について準用する。この場合において、同条第二項第三号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは、「を記録した」と読み替えるものとする。

6 第一項第五号イ及びロ、第三項並びに第四項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一 第五十六条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の承諾に関する事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

7 前項各号に掲げる方法は、金融商品取引業者等がファイルへの

〔項を削る。〕

「項を削る。」

(取引残高報告書に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない場合)

第百十一条 第九十八条第三号に掲げるときにおける法第三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 顧客が外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関であつて、当該顧客の権限ある者から書面、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第五十六条第一項第二号に掲げる方法によりあらかじめ取引残高報告書に記載すべき事項の提供を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの取引残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合（顧客が適格機関投資家である場合及び特定投資家である外国法人である場合を除く。）

二 「略」

三 第九十八条第三号の受渡しが有価証券の引受けに係るものである場合

記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

8 法第三十四条の二第四項、令第十五条の二十二並びに第五十六条及び第五十七条の規定は、第一項第六号の規定による書面の交付について準用する。

(取引残高報告書の交付を要しない場合)

第百十一条 取引残高報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 顧客が外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関であつて、当該顧客の権限ある者から書面又は前条第六項に規定する情報通信を利用する方法によりあらかじめ取引残高報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの取引残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合（顧客が適格機関投資家である場合及び特定投資家である外国法人である場合を除く。）

二 「同上」

三 第九十八条第一項第三号の受渡しが有価証券の引受けに係るものである場合

四 第九十八条第三号の金融商品取引契約又は受渡ししが有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者であるものに限る。）に係るものである場合

五 「略」

六 当該金融商品取引契約が市場デリバティブ取引であつて顧客の指示に基づき注文・清算分離行為が行われたものである場合であつて、取引残高報告書に記載すべき事項を注文執行会員等が当該顧客に対して提供することに代えて清算執行会員等が提供することにつき、あらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の間で書面により合意しているとき。

（商品ファンドの運用の状況を示す報告書に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない場合）

第一百十二条 第九十八条第四号に掲げるときにおける法第三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、顧客が次に掲げる者である場合とする。

「一〇五 略」

（解除の起算日）

第一百十五条 令第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める日

四 第九十八条第一項第三号の金融商品取引契約又は受渡ししが有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者であるものに限る。）に係るものである場合

五 「同上」

六 当該金融商品取引契約が市場デリバティブ取引であつて顧客の指示に基づき注文・清算分離行為が行われたものである場合であつて、取引残高報告書を注文執行会員等が当該顧客に対して交付することに代えて清算執行会員等が交付することにつき、あらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の間で書面により合意しているとき。

（商品ファンドの運用の状況を示す報告書の交付を要しない場合）

第一百十二条 第九十八条第二項の報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、顧客が次に掲げる者である場合とする。

「一〇五 同上」

「条を加える。」

は、次の各号に掲げる情報の提供方法の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 第九十八条の二第一項第一号イに規定する方法 顧客が契約締結時等交付書面（金融商品取引契約が成立したときに交付すべきものに限る。次号において同じ。）を受領した日

二 契約締結時等交付書面に記載すべき事項を第九十八条の二第一項第二号に掲げる方法により提供する方法 同号に掲げる方法に係る次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日

イ 第五十六条第一項第一号イ又はロに掲げる方法を用いる場合 金融商品取引契約の成立に係る法第三十七条の四に規定する情報が顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された日

ロ 第五十六条第一項第一号ハ又はニに掲げる方法を用いる場合 当該金融商品取引契約が成立した日、同号ハ又はニに規定する顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録された法第三十七条の四に規定する情報が電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供された日又は第五十六条第二項第二号の通知が顧客に到達した日（同号ただし書に規定するときにあつては、顧客が当該情報を閲覧した日）のうち最も遅い日

ハ 第五十六条第一項第二号に掲げる方法を用いる場合 顧客が同号のファイルを受領した日

(解除までの期間に相当する対価の額)

第百十五條の二 法第三十七條の六第三項に規定する内閣府令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

〔一・二 略〕

三 前二号に掲げる場合以外の場合 投資顧問契約の契約期間の全期間に係る報酬の額を当該契約期間の総日数（解除時において当該契約期間の終期が確定していないときは、当該契約期間の総日数は三百六十五日であるものとみなす。次項において同じ。）で除して得た額に、前条に規定する日から解除時までの日数を乗じて得た額（その額が当該金融商品取引業者等の助言に対する報酬として社会通念上相当と認められる額を超える場合にあっては、その超える部分の額を控除した額）に相当する金額

2
〔略〕

(金融商品取引業等業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第百十五條の三 〔略〕

〔2・3 略〕

(解除までの期間に相当する対価の額)

第百十五條 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前二号に掲げる場合以外の場合 投資顧問契約の契約期間の全期間に係る報酬の額を当該契約期間の総日数（解除時において当該契約期間の終期が確定していないときは、当該契約期間の総日数は三百六十五日であるものとみなす。次項において同じ。）で除して得た額に、契約締結時交付書面を受領した日（当該契約締結時交付書面の交付に代えて、当該契約締結時交付書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供された場合にあっては、第九十五條第一項第五号イ又はロに掲げる場合にあっては、第九十五條第一項第五号イ又はロに定める日）から解除時までの日数を乗じて得た額（その額が当該金融商品取引業者等の助言に対する報酬として社会通念上相当と認められる額を超える場合にあっては、その超える部分の額を控除した額）に相当する金額

2
〔同上〕

(金融商品取引業等業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第百十五條の二 〔同上〕

〔2・3 同上〕

(禁止行為)

第百十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 削除

〔二〇二十四の五 略〕

二十五 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る次に掲げる書類（第二百七十五条第一項第十六号において「外

(禁止行為)

第百十七条 「同上」

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（二に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 上場有価証券等書面

ハ 第八十条第一項第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

ニ 契約変更書面

〔二〇二十四の五 同上〕

二十五 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る次に掲げる書類（第二百七十五条第一項第十六号において「外

国会社届出書等」という。)が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付(当該文書に記載すべき事項を第七十九条第六項第一号又は第二号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号及び第二百七十五条第一項第十六号において同じ。)をしないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為(当該有価証券の買付け、当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該有価証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。)及び同項第九号に掲げる行為を行うこと(当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。)

「イ」チ 略

「二十六」五十 略

「2」56 略

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一」二十八 略

国会社届出書等」という。)が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付(当該文書に記載すべき事項を第八十条第一項第五号又は第六号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号及び第二百七十五条第一項第十六号において同じ。)をしないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為(当該有価証券の買付け、当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該有価証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。)及び同項第九号に掲げる行為を行うこと(当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。)

「イ」チ 同上

「二十六」五十 同上

「2」56 同上

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 「同上」

「一」二十八 同上

二十九 第三百三十条第一項第十五号に規定する場合において、同号の運用財産の運用を行う金融商品取引業者が、当該運用財産に係る権利者に対して提供を行った運用報告書（第三百三十四条第一項第一号に規定する運用報告書をいう。）に記載すべき第三百三十条第一項第十五号の対象有価証券に係る第三百三十四条第三項第二号に掲げる事項を、当該提供後遅滞なく、第三百三十条第一項第十五号の信託会社等に通知していないと認められる状況

〔三十〕三十六 略〕

〔2〕16 略〕

（最良執行方針等）

第二百二十四条 〔略〕

〔2〕3 略〕

4 法第四十条の二第四項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法）により行うものとする。

一 最良執行方針等を記載した書面の交付

二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

5 第七十九条第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする金融商品取引業者等について準用する。

二十九 第三百三十条第一項第十五号に規定する場合において、同号の運用財産の運用を行う金融商品取引業者が、当該運用財産に係る権利者に交付した法第四十二条の七第一項の運用報告書に記載した同号の対象有価証券に係る第三百三十四条第一項第二号に掲げる事項を、当該交付後遅滞なく、第三百三十条第一項第十五号の信託会社等に通知していないと認められる状況

〔三十〕三十六 同上〕

〔2〕16 同上〕

（最良執行方針等）

第二百二十四条 〔同上〕

〔2〕3 同上〕

4 金融商品取引業者等は、法第四十条の二第四項の規定により交付する書面には、最良執行方針等を記載しなければならない。

〔項を加える。〕

6〕 「略」

7〕 法第四十条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕四 略〕

五〕 当該注文が最良執行方針等に従って執行された旨の説明

8〕 法第四十条の二第五項の規定により同項に規定する情報を提供しようとする金融商品取引業者等は、顧客から求められた日から二十日（特定投資家である顧客から同意を得た場合にあつては、当該同意に係る期間（二十日以上）に限る。）以内に当該顧客に当該情報を提供しなければならない。

9〕 法第四十条の二第五項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法）により行うものとする。

一 法第四十条の二第五項に規定する事項を記載した書面の交付
二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

10〕 第七十九条第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする金融商品取引業者等について準用する。

（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）

第二百二十九条 法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条

5〕 「同上」

6〕 法第四十条の二第五項に規定する最良執行方針等に従って執行された旨を説明した書面（次項において「最良執行説明書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〕四 同上〕

〔号を加える。〕

7〕 法第四十条の二第五項の規定により最良執行説明書を交付しようとする金融商品取引業者等は、顧客から求められた日から二十日（特定投資家である顧客から同意を得た場合にあつては、当該同意に係る期間（二十日以上）に限る。）以内に当該顧客に交付しなければならない。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）

第二百二十九条 「同上」

第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用（適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為であつて、当該行為に係る出資対象事業持分が令第十七条の十二第二項各号に掲げる要件に該当するものに限る。第三百三十四条第三項第三号ハにおいて同じ。）を行うものに限る。次号において同じ。）を行うこと。

〔イ・ロ 略〕

〔四〇六 略〕

〔2・3 略〕

（運用状況に係る情報の提供）

第三百三十四条 法第四十二条の七第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法）により行うものとする。

一 法第四十二条の七第一項に規定する事項を記載した書面（以下この条から第三百三十五条までにおいて「運用報告書」という。）の交付

〔一・二 同上〕

三 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用（適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為であつて、当該行為に係る出資対象事業持分が令第十七条の十二第二項各号に掲げる要件に該当するものに限る。第三百三十四条第一項第三号ハにおいて同じ。）を行うものに限る。次号において同じ。）を行うこと。

〔イ・ロ 同上〕

〔四〇六 同上〕

〔2・3 同上〕

（運用報告書の交付）

第三百三十四条 法第四十二条の七第一項の運用報告書（以下この条及び次条において単に「運用報告書」という。）には、次に掲げる事項（第九号から第十一号までに掲げる事項にあつては、運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合に限る。）を記載しなければならない。

一 当該運用報告書の対象期間（直前の基準日（運用報告書の作成の基準とした日をいう。以下この条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあつては、運用財産の運用を開始した日）から当該運用報告書の基準日

二 運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供

「号を削る。」

までの期間をいう。以下この条において同じ。）

二 当該運用報告書の基準日における運用財産の状況として次に掲げる事項

イ 金銭の額（暗号等資産の額を含む。）

ロ 有価証券の銘柄、数及び価額

ハ デリバティブ取引の銘柄（取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む。次号ニ(2)において同じ。）、約定数量（数量がない場合にあつては、件数又は数量に準ずるもの。同号ニ(2)において同じ。）及び単価等（単価、対価の額、約定数値その他の取引一単位あたりの金額又は数値をいう。同号ニ(2)において同じ。）

三 当該運用報告書の対象期間における運用の状況として次に掲げる事項

イ 取引を行った日

ロ 取引の種類

ハ 金融商品取引行為の相手方の商号、名称又は氏名（適格機関投資家等特例業務に係る出資対象事業持分に係る契約に当該相手方から同意を得られない場合は当該相手方の商号、名称又は氏名の記載を要しない旨が定められている場合において、当該同意を得られないときを除く。）

ニ 取引の内容として次に掲げる事項

(1) 有価証券の売買その他の取引にあつては、取引ごとに有価証券の銘柄、数、価額及び売付け等又は買付け等の別

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

(2) デリバティブ取引にあつては、取引ごとにデリバティブ

取引の銘柄、約定数量、単価等及び売付け等又は買付け等の別（第百条第一項第二号イからホまでに掲げる取引にあつては、それぞれ同号イからホまでに定めるもの）

四 当該運用報告書の対象期間において支払を受けた運用財産の運用に係る報酬の額

五 当該運用報告書の対象期間において運用財産に係る取引について第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は登録金融機関業務に該当する行為を行った場合にあつては、当該運用報告書の対象期間における当該行為に係る手数料、報酬その他の対価の額

六 当該運用報告書の対象期間において次に掲げるものとの間における取引を行ったときは、その内容

イ 自己又はその取締役、執行役、監査役、役員に類する役職にある者若しくは使用人

ロ 他の運用財産

ハ 自己の親法人等又は子法人等

七 当該運用報告書の対象期間において行った金融商品取引行為に係る取引総額に占める前号イからホまでに掲げる者を相手方とする金融商品取引行為に係る取引総額の割合

八 当該運用報告書の対象期間における運用財産の運用として行った金融商品取引行為の相手方で、その取引額が当該運用財産のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

2 第七十九条第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする金融商品取引業者等について準用する。

3 法第四十二条の七第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（第九号から第十一号までに掲げる事項にあつては、運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合に限る。）とする。

一 当該情報の対象期間（直前の基準日（法第四十二条の七第一項に規定する情報の作成の基準とした日をいう。）の翌日（当該情報が初めて作成するものである場合にあつては、運用財産の運用を開始した日）から当該情報の基準日までの期間をいう

上である者がいる場合にあつては、当該相手方の商号、名称又は氏名並びに当該運用報告書の対象期間において行った金融商品取引行為に係る取引総額に占める当該相手方に対する金融商品取引行為に係る取引総額の割合

九 当該運用報告書の対象期間における運用財産の運用の経過（運用財産の額の主要な変動の要因を含む。）

十 運用状況の推移

十一 当該金融商品取引業者等がその財務又は投資一任契約に係る業務に関する外部監査を受けている場合において、当該運用報告書の対象期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

「項を加える。」

「項を加える。」

。以下この項において同じ。）

二 当該情報の基準日における運用財産の状況として次に掲げる事項

イ 金銭の額（暗号等資産の額を含む。）

ロ 有価証券の銘柄、数及び価額

ハ デリバティブ取引の銘柄（取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む。次号ニ(2)において同じ。）
約定量（数量がない場合にあつては、件数又は数量に準ずるもの。同号ニ(2)において同じ。）及び単価又は単価、対価の額、約定数値その他の取引一単位あたりの金額又は数値をいう。同号ニ(2)において同じ。）

三 当該情報の対象期間における運用の状況として次に掲げる事項

イ 取引を行った日

ロ 取引の種類

ハ 金融商品取引行為の相手方の商号、名称又は氏名（適格機関投資家等特例業務に係る出資対象事業持分に係る契約に当該相手方から同意を得られない場合は当該相手方の商号、名称又は氏名の記載を要しない旨が定められている場合において、当該同意を得られないときを除く。）

ニ 取引の内容として次に掲げる事項

(1) 有価証券の売買その他の取引にあつては、取引ごとに有価証券の銘柄、数、価額及び売付け等又は買付け等の別

-
- (2) デリバティブ取引にあつては、取引ごとにデリバティブ取引の銘柄、約定数量、単価等及び売付け等又は買付け等の別（第百条第一項第二号イからホまでに掲げる取引にあつては、それぞれ同号イからホまでに定めるもの）
- 四 当該情報の対象期間において支払を受けた運用財産の運用に係る報酬の額
- 五 当該情報の対象期間において運用財産に係る取引について第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は登録金融機関業務に該当する行為を行った場合にあつては、当該情報の対象期間における当該行為に係る手数料、報酬その他の対価の額
- 六 当該情報の対象期間において次に掲げるものとの間における取引を行ったときは、その内容
- イ 自己又はその取締役、執行役、監査役、役員に類する役職にある者若しくは使用人
- ロ 他の運用財産
- ハ 自己の親法人等又は子法人等
- 七 当該情報の対象期間において行った金融商品取引行為に係る取引総額に占める前号イからホまでに掲げる者を相手方とする金融商品取引行為に係る取引総額の割合
- 八 当該情報の対象期間における運用財産の運用として行った金融商品取引行為の相手方で、その取引額が当該運用財産のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上である者がいる場合にあつては、当該相手方の商号、名称又は氏名
-

並びに当該情報の対象期間において行った金融商品取引行為に係る取引総額に占める当該相手方に対する金融商品取引行為に係る取引総額の割合

九 当該情報の対象期間における運用財産の運用の経過（運用財産の額の主要な変動の要因を含む。）

十 運用状況の推移

十一 当該金融商品取引業者等がその財務又は投資一任契約に係る業務に関する外部監査を受けている場合において、当該情報の対象期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

4 運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合において、基準日における当該運用財産に第九十六条第四項に規定する対象有価証券（その保有額の当該運用財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときに於ける法第四十二条の七第一項に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、第九十六条第二項各号に掲げる事項とする。ただし、法第四十二条の七第一項に規定する情報の提供前一年以内に当該投資一任契約の相手方に対し提供した当該投資一任契約に係る法第三十七条の三第一項に規定する情報又は法第四十二条の七第一項に規定する情報に当該事項の全てが含まれている場合は、この限りでない。

2 運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合において、基準日における当該運用財産に第九十六条第四項に規定する対象有価証券（その保有額の当該運用財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときに於ける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、同条第二項各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該投資一任契約の相手方に対し交付した当該投資一任契約に係る契約締結前交付書面若しくは契約変更書面又は運用報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。

5 対象期間は、六月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間。第七項第三号において同じ。）を超えてはならない。

一 「略」

二 権利者（適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に限る。第七項第四号において同じ。）に係る契約の相手方に限る。）が令第十七条の十二第二項に掲げる要件に該当する権利を有する者である場合であつて、当該契約の契約書に対象期間が記載されているとき 一年

6 法第四十二条の七第一項に規定する情報は、対象期間経過後遅滞なく作成し、知れている権利者に提供しなければならない。

7 法第四十二条の七第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 権利者の同居者が確実に当該情報の提供を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該権利者が当該情報の提供を受けないことについてその基準日までに同意している場合（当該基準日までに当該権利者から当該情報の提供の請求があつた場合を除く。）

二 運用財産に係る受益証券（当該運用財産に係る権利者の権利を表示するもの又は当該権利をいう。）が特定投資家向け有価証券に該当する場合であつて、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が対象期間経過後遅滞なく法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定によ

3 対象期間は、六月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間。第五項第三号において同じ。）を超えてはならない。

一 「同上」

二 権利者（適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に限る。第五項第四号において同じ。）に係る契約の相手方に限る。）が令第十七条の十二第二項に掲げる要件に該当する権利を有する者である場合であつて、当該契約の契約書に対象期間が記載されているとき 一年

4 運用報告書は、対象期間経過後遅滞なく作成し、知れている権利者に交付しなければならない。

5 「同上」

一 権利者の同居者が確実に運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該権利者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその基準日までに同意している場合（当該基準日までに当該権利者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。）

二 運用財産に係る受益証券（当該運用財産に係る権利者の権利を表示するもの又は当該権利をいう。）が特定投資家向け有価証券に該当する場合であつて、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が対象期間経過後遅滞なく法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定によ

り提供され、又は公表される場合（当該受益証券に係る契約その他の法律行為において、法第四十二条の七第一項に規定する情報の提供に代えて当該発行者情報の提供又は公表が行われる旨の定めがある場合に限る。）

〔三〕五 略〕

（法第四十二条の七第二項に規定する情報の届出）

第三百三十四条の二 法第四十二条の七第二項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、運用報告書を所管金融庁長官等に届け出なければならない。

（法第四十二条の七第一項に規定する情報の届出を要しない場合）

第三百三十五条 法第四十二条の七第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、運用財産の権利者が有する当該運用財産に係る法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利について法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項の規定により同項に規定する有価証券報告書（運用報告書に記載すべき事項が記載されているものに限る。）を提出しなければならない場合とする。

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

り提供され、又は公表される場合（当該受益証券に係る契約その他の法律行為において、運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨の定めがある場合に限る。）

〔三〕五 同上〕

〔条を加える。〕

（運用報告書の届出を要しない場合）

第三百三十五条 法第四十二条の七第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、運用財産の権利者が有する当該運用財産に係る法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利について法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項の規定により同項に規定する有価証券報告書（運用報告書に記載すべき事項が記載されているものに限る。）を提出しなければならない場合とする。

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第五百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〇六 略〕

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ 「略」

ロ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務に係る委託を行う場合であつて、第二百八十一条第十二号イからハまで若しくは金融サーピス仲介業者等に関する内閣府令第一百八条第九号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

〔ハ〕又 略〕

〔八〕十四 略〕

〔二〕四 略〕

第五百五十六条 法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる規定の適用について当該各号に定める場合とする。

第五百五十三条 「同上」

〔一〇六 同上〕

七 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務に係る委託を行う場合であつて、第二百八十一条第十二号イからハまで若しくは金融サーピス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）第一百八条第九号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

〔ハ〕又 同上〕

〔八〕十四 同上〕

〔二〕四 同上〕

第五百五十六条 「同上」

「一〇三 略」

四 法第四十二条の七 顧客からの同条第一項に規定する事項に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合

(業務に関する帳簿書類)

第一百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる書面の写し

イ 次に掲げる規定に規定する書面

「(1)・(2) 略」

(3) 法第四十条の五第二項

(4) 第七十九条第一項第一号

(5) 第九十八条の二第一項第一号

(6) 第二百二十四条第九項第一号

「号の細分を削る。」

ロ 第七十九条第六項第三号に規定する目論見書(同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面)

「号の細分を削る。」

一の二 前号イ又はロに掲げる書面に記載すべき事項が記録されたファイル又は当該ファイルへの記録を出力することにより作

「一〇三 同上」

四 法第四十二条の七 顧客からの同条第一項の運用報告書に記載すべき事項に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合

(業務に関する帳簿書類)

第一百五十七条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

「(1)・(2) 同上」

(3) 法第三十七条の三第一項

(4) 法第三十七条の四第一項

(5) 法第四十条の二第五項

(6) 法第四十条の五第二項

ロ 上場有価証券等書面

ハ 第八十条第一項第三号に規定する目論見書(同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面)

ニ 契約変更書面

「号を加える。」

成した書面（当該事項を顧客に対して電磁的方法（同号イに掲げる書面については第五十六条第一項に規定する電磁的方法をいい、同号ロに掲げる書面については企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項に規定する電磁的方法、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十八条の二第一項に規定する電磁的方法又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第三十二条の二第一項に規定する電磁的方法をいう。）により提供した場合に限る。）

二 「略」

二の二 法第三十四条の三第二項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）若しくは法第四十三条の四第一項の規定による同意に関する事項が記録されたファイル（当該同意を第五十七条の三第一項第一号に掲げる方法により得た場合に限る。）、当該同意に関して顧客から得た第五十七条の三第一項第二号に規定するファイル又は第五百五十三条第一項第七号イの規定による同意に関して顧客から得た電磁的記録

〔三〕十六 略

十七 投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 第三百三十四条第一項第一号に規定する運用報告書（投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいい、同条第一項に規定する委託者指図型投資信託に類する同条第二十四項に規定す

二 「同上」

「号を加える。」

〔三〕十六 同上

十七 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第四十二条の七第一項の運用報告書（投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいい、同条第一項に規定する委託者指図型投資信託に類する同条第二十四項に規定する外国投資

る外国投資信託の受益証券の発行者を含む。ホにおいて同じ。
。）であるときは、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十四条の二第一項第一号（同令第二十五条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する運用報告書の写し

「ハ」ホ 略」

十七の二 前号ロに掲げる書面に記載すべき事項が記録されたファイル又は当該ファイルへの記録を出力することにより作成した書面（当該事項を顧客に対して電磁的方法（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第十一条第一項に規定する電磁的方法をいう。）により提供した場合に限る。）

十八 「略」

「2・3 略」

（注文伝票）

第百五十八条 「略」

2 「略」

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによることができる。

「一」三 略」

四 第一項第二号に掲げる事項 第一百条第一項第五号又は第六号の規定により法第三十七条の四に規定する情報の提供を要しない顧客の場合であって、当該顧客と当該顧客の資産に係る運

信託の受益証券の発行者を含む。ホにおいて同じ。）であるときは、同法第十四条第一項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）の運用報告書及び同法第十四条第四項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）の書面を含む。の写し

「ハ」ホ 同上」

「号を加える。」

十八 「同上」

「2・3 同上」

（注文伝票）

第百五十八条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一」三 同上」

四 第一項第二号に掲げる事項 第一百条第一項第五号又は第六号の規定により契約締結時交付書面の交付を要しない顧客の場合であって、当該顧客と当該顧客の資産に係る運用指図者が異

用指図者が異なるときは、運用指図者から受注した売買取引について当該運用指図者を第一項第二号に掲げる顧客とすること。この場合においては、その旨を注文伝票に表示しなければならない。

〔五・六 略〕

〔4～6 略〕

(取引日記帳)

第百五十九条 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによることができる。

一 〔略〕

二 第一項第二号及び第八号に掲げる事項 第一百十条第一項第五号又は第六号の規定により法第三十七条の四に規定する情報の提供を要しない顧客又は相手方の場合であつて、当該顧客又は相手方と当該顧客又は相手方の資産に係る運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注し約定した売買取引について当該運用指図者を第一項第二号に掲げる顧客又は同項第八号に掲げる相手方とすること。この場合においては、その旨を取引日記帳に表示しなければならない。

4 〔略〕

なるときは、運用指図者から受注した売買取引について当該運用指図者を第一項第二号に掲げる顧客とすること。この場合においては、その旨を注文伝票に表示しなければならない。

〔五・六 同上〕

〔4～6 同上〕

(取引日記帳)

第百五十九条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

二 第一項第二号及び第八号に掲げる事項 第一百十条第一項第五号又は第六号の規定により契約締結時交付書面の交付を要しない顧客又は相手方の場合であつて、当該顧客又は相手方と当該顧客又は相手方の資産に係る運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注し約定した売買取引について当該運用指図者を第一項第二号に掲げる顧客又は同項第八号に掲げる相手方とすること。この場合においては、その旨を取引日記帳に表示しなければならない。

4 〔同上〕

(顧客勘定元帳)

第百六十四条 「略」

2 「略」

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによることができる。

一 「略」

二 第一項第一号チに掲げる約定価格又は単価及び同項第二号ニに掲げる単価 第百十条第一項第五号及び第六号の規定により法第三十七条の四に規定する情報の提供を要しない顧客から同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ同意を得ている場合には、同一日における当該銘柄の取引の約定価格又は単価の平均額を記載すること。この場合においては、その旨を顧客勘定元帳に表示しなければならない。

(トレーディング商品勘定元帳)

第百六十七条 「略」

2 「略」

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによることができる。

「一・二 略」

三 第一項第一号ニ、第二号ト、第三号ホ、第四号ホ、第五号ハ及び第六号ニに掲げる事項 第百十条第一項第五号及び第六号の規定により法第三十七条の四に規定する情報の提供を要しな

(顧客勘定元帳)

第百六十四条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 第一項第一号チに掲げる約定価格又は単価及び同項第二号ニに掲げる単価 第百十条第一項第五号及び第六号の規定により契約締結時交付書面を交付しない顧客から同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ同意を得ている場合には、同一日における当該銘柄の取引の約定価格又は単価の平均額を記載すること。この場合においては、その旨を顧客勘定元帳に表示しなければならない。

(トレーディング商品勘定元帳)

第百六十七条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一・二 同上」

三 第一項第一号ニ、第二号ト、第三号ホ、第四号ホ、第五号ハ及び第六号ニに掲げる事項 第百十条第一項第五号及び第六号の規定により契約締結時交付書面の交付を要しない相手方の場

い相手方の場合であつて、当該相手方と当該相手方の資産に係る運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注し約定した売買取引について当該運用指図者を第一項各号の相手方とすること。この場合においては、その旨をトレーディング商品勘定元帳に記載しなければならない。

〔四・五 略〕

（業務に関する帳簿書類）

第八十一条 法第四十七条の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 第五十七条第一項第一号、第一号の二、第二号（同号ハを除く。）及び第二号の二（第五十三条第一項第七号イの規定による同意に関して顧客から得た電磁的記録を除く。）に掲げる帳簿書類

〔二・三 略〕

四 投資運用業を行う者であるときは、第五十七条第一項第十号及び第十七号の二に掲げる帳簿書類

五 〔略〕

〔2〜4 略〕

（業務に関する帳簿書類）

第八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべ

合であつて、当該相手方と当該相手方の資産に係る運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注し約定した売買取引について当該運用指図者を第一項各号の相手方とすること。この場合においては、その旨をトレーディング商品勘定元帳に記載しなければならない。

〔四・五 同上〕

（業務に関する帳簿書類）

第八十一条 〔同上〕

一 第五十七条第一項第一号及び第二号（同号ハを除く。）に掲げる帳簿書類

〔二・三 同上〕

四 投資運用業を行う者であるときは、第五十七条第一項第十号に掲げる帳簿書類

五 〔同上〕

〔2〜4 同上〕

（業務に関する帳簿書類）

第八十四条 〔同上〕

き帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 第一百五十七条第一項第一号、第一号の二、第二号（同号ハを除く。）及び第二号の二（第一百五十三条第一項第七号イの規定による同意に関して顧客から得た電磁的記録を除く。）に掲げる帳簿書類

〔二〇四 略〕

五 投資運用業を行う者であるときは、第一百五十七条第一項第十号及び第十七号の二に掲げる帳簿書類

六 「略」

2 「略」

（業務に関する帳簿書類）

第二百四十六条の二 法第六十三条の四第一項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 第一百五十七条第一項第一号イ(1)、(2)、(4)及び(5)、第一号の二（同項第一号イ(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる規定に規定する書面に係るものに限る。）、第二号イ並びに第二号の二（法第三十四条の三第二項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による同意を第五十七条の三第一項に規定する方法により得た場合に限る。第三項において同じ。）に掲げる帳簿書類（第一百五十七条第一項第一号イ(4)に定める書面の

一 第一百五十七条第一項第一号及び第二号（同号ハを除く。）に掲げる帳簿書類

〔二〇四 同上〕

五 投資運用業を行う者であるときは、第一百五十七条第一項第十号に掲げる帳簿書類

六 「同上」

2 「同上」

（業務に関する帳簿書類）

第二百四十六条の二 「同上」

一 第一百五十七条第一項第一号イ(1)から(4)まで及び二並びに第二号イに掲げる帳簿書類

うち上場有価証券等売買等に係る書面であつて法第三十七条の三第一項第七号に掲げる事項として第九十二条の三に規定する事項を記載したもの及び第百五十七条第一項第一号の二に掲げる帳簿書類のうち当該書面に記載すべき事項を記録したものを除く。）

二 「略」

三 法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十七号イからハまで及び第十七号の二に掲げる帳簿書類

2 「略」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日）から五年間、第一項第二号及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（業務に関する帳簿書類）

第二百四十六条の三十二 法第六十三条の十二第一項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 第百五十七条第一項第一号イ(1)、(2)、(4)及び(5)、第一号の二

二 「同上」

三 法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十七号イからハまでに掲げる帳簿書類

2 「同上」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第百五十七条第一項第二号イに掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日）から五年間、第一項第二号及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（業務に関する帳簿書類）

第二百四十六条の三十二 「同上」

一 第百五十七条第一項第一号イ(1)から(4)まで及び二並びに第二

(同項第一号イ(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる規定に規定する書面に係るものに限る。)、第二号イ並びに第二号の二(法第三十条の三第二項(法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))の規定による同意を第五十七条の三第一項に規定する方法により得た場合に限る。第三項において同じ。)に掲げる帳簿書類(第五十七条第一項第一号イ(4)に定める書面のうち上場有価証券等売買等に係る書面であつて法第三十七条の三第一項第七号に掲げる事項として第九十二条の三に規定する事項を記載したもの及び第五十七条第一項第一号の二に掲げる帳簿書類のうち当該書面に記載すべき事項を記録したものを除く。)

二 第五十七条第一項第十七号イからハまで及び第十七号の二に掲げる帳簿書類(第三百三十四条第七項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。)

三 「略」

2 「略」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日(第一百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、第一項第二号及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日(同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

号イに掲げる帳簿書類

二 第五十七条第一項第十七号イからハまでに掲げる帳簿書類(第三百三十四条第五項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。)

三 「同上」

2 「同上」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日(第一百五十七条第一項第二号イに掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、第一項第二号及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日(同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(広告類似行為)

第二百六十六条 法第六十六条の十各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

〔イ〜ハ 略〕

ニ 金融商品仲介行為に係る第七十九条第一項又は第六項第三号に規定する方法により提供される情報を十分に確認すべき旨

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

(広告類似行為)

第二百六十六条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 金融商品仲介行為に係る次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 契約締結前交付書面

(2) 上場有価証券等書面

(3) 第八十条第一項第三号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

(4) 契約変更書面

附則

(契約締結前の情報の提供を要しない場合)

第四十条 「略」

(契約締結時等の情報の提供を要しない場合)

第四十一条 契約締結時等交付書面に係る法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第八項の規定により適用する法第三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第一百十条第一項各号に掲げる場合のほか、当該顧客に対し当該金融商品取引契約（投資一任契約に限る。）に係る契約締結時等交付書面に類する書面（外国の法令の規定により、当該外国の法令に基づいて作成されるものに限る。）を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供している場合（当該顧客が、外国の法令の規定により、当該書面を交付し、又は当該電磁的記録を提供することを要しないものとされている者である場合を含む。）とする。

(法第四十二条の七第一項に規定する情報の提供に関する規定の読替え)

第四十三条 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第八項の規定により法第四十二条の七第一項ただし書

附則

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第四十条 「同上」

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第四十一条 契約締結時交付書面に係る法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第八項の規定により適用する法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第一百十条第一項各号に掲げる場合のほか、当該顧客に対し当該金融商品取引契約（投資一任契約に限る。）に係る契約締結時交付書面に類する書面（外国の法令の規定により、当該外国の法令に基づいて作成されるものに限る。）を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供している場合（当該顧客が、外国の法令の規定により、当該書面を交付し、又は当該電磁的記録を提供することを要しないものとされている者である場合を含む。）とする。

(運用報告書の交付に関する規定の読替え)

第四十三条 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第八項の規定により法第四十二条の七第一項ただし書

の規定を適用する場合における第百三十四条第七項の規定の適用については、同項第五号中「第六十三条の八第一項第一号」とあるのは、「附則第三条の三第五項第一号」とする。

(業務に関する帳簿書類)

第五十四条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により適用する法第六十三条の十二第一項の規定により移行期間特例業務届出者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第百五十七条第一項第一号イ(1)、(2)、(4)、(5)及びロ、第一号の二(同項第一号イ(1)、(2)、(4)、(5)及びロに掲げる規定に規定する書面に係るものに限る。)、第二号イ並びに第二号の二(法第三十四条の三第二項(法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))の規定による同意を第五十七条の三第一項に規定する方法により得た場合に限る。第三項において同じ。)に掲げる帳簿書類
- 二 第百五十七条第一項第十七号(ホを除く。))及び第十七号の二に掲げる帳簿書類(第百三十四条第七項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。)

三 「略」

2 「略」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日(第百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、そ

の規定を適用する場合における第百三十四条第五項の規定の適用については、同項第五号中「第六十三条の八第一項第一号」とあるのは、「附則第三条の三第五項第一号」とする。

(業務に関する帳簿書類)

第五十四条 「同上」

- 一 第百五十七条第一項第一号イ(1)から(4)まで及びロからニまで並びに第二号イに掲げる帳簿書類

- 二 第百五十七条第一項第十七号(ホを除く。))に掲げる帳簿書類(第百三十四条第五項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。)

三 「同上」

2 「同上」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日(第百五十七条第一項第二号イに掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った

の効力を失った日)から五年間、第一項第二号(同条第一項第十七号二に係る部分に限る。)に掲げる帳簿書類はその作成の日から七年間、第一項第二号(同条第一項第十七号二に係る部分を除く。)及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日(同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

日)から五年間、第一項第二号(同条第一項第十七号二に係る部分に限る。)に掲げる帳簿書類はその作成の日から七年間、第一項第二号(同条第一項第十七号二に係る部分を除く。)及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日(同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。